

一般社団法人の理解①

-一般社団法人とは？-

1. 営利を目的としない「非営利」法人の代表格
2. 営利を目的としない営利とは
3. 一般社団法人の「社員」とは
4. 他の非営利法人との違いとは①-公益社団法人との違い-
5. 他の非営利法人との違いとは②-一般財団法人・
NPO法人との違い-
6. 一般社団法人・特徴のまとめ

1. 営利を目的としない「非営利」法人の代表格：

ーポイント概要ー

- 人（社員）が集まって初めて法人格を取得可能→2名以上が必要
- 個人・法人ともに就任することが出来る
- 必ずしも「公益」を目的とする事業内容である必要は無い
- 基本的：事業内容には制限が無い
- 「非営利性」さえ担保しておけば、以下の内容でも認められる
 - ①収益を上げることのみを目的とする事業
 - ②法人内部の「共益」だけを目的とする事業



(注1)特別な許認可は必要ない→**準則主義**（法務局の登記のみで設立可能）

(注2)比較的簡単に出来る非営利法人として、多種多様な目的で活用されている

(注3)業界団体、医療系学会、資格認定機関、介護事業、互助団体など

→多種多様な用途に社団法人が利用

2. 営利を目的としない営利とは：

ーポイント概要ー

- 「非営利の定義」とは→「利益の分配を行わないこと」
 - ①利益があがっても→社員に分配が不可能＝「非営利」
 - ②但し、「利益をあげること」自体は、全く問題ない
 - ③したがって。社団役員が役員報酬を得ることも問題が無い

(注1)営利を目的としない「非営利」の考え方は、一般の考え方とは認識が異なる

3. 一般社団法人の「社員」とは：

ーポイント概要ー

- 「社員の定義」とは
 - ①「社員総会(法人重要事項決定)」に出席し、
 - ②その議決権を行使できる「人」or「法人等」



4. 他の非営利法人との違いとは①：

ー公益社団法人との違い・ポイント概要ー

- 一般社団法人を設立後→
 - ①都道府県若しくは内閣府に**公益認定申請**を行い、
 - ②**認定が下りれば**、公益社団法人になれる
- 公益社団法人になれば大きな**税制優遇**を受けられるが、
 - ①反面、監督官庁の監督を受けることになる
 - ②**一般社団法人と比較しても、より厳格な法人運営が求められる**
 - ③認定を受けた後も、当然ながら認定基準を維持継続が必要

(注1)機動性の一般社団法人か？優遇は多いが規制も多い公益社団法人か？

(注2)活動目的や組織の規模など総合的に考えて、判断する必要がある

5. 他の非営利法人との違いとは②：

—一般財団法人法人との違い・ポイント概要—

- 一般財団法人→一般社団法人と似た法人形態
- 「財産の集まり」に重きを置いた形態
- ① 「300万円以上」の金銭or財産の拠出実施が設立要件



(注1) 「社団」→人の集まり 「財団」→財産の集まり

—NPO法人との違い・ポイント概要—

- NPO法人(特定非営利活動法人)→一般社団法人と似て非なる法人形態
- ① 特定非営利活動促進法→法律内の「特定非営利活動」のみ実施可能

(注1) 設立期間は一般社団法人よりも長くなるが、
(注2) 登記費用や定款認証手数料は一切掛からない

6. 一般社団法人・特徴のまとめ：

No.	概要
1	利益を上げても構わないが、その利益を社員に分配してはいけない
2	理事や監事に職務執行役員報酬や賞与を出すことに全く問題はない
3	事業に制約はない→公益性がない事業も実施可能
4	設立後も行政から監督・指導を受けることはない
5	登記だけで設立が可能（準則主義を採用）
6	社員2名以上で設立ができる→理事は1名以上居ればいい
7	設立時に有する資金・財産がなくても設立が可能
8	社員、社員総会及び理事は必置
9	原則課税（普通型一般社団法人）と 原則非課税（非営利型一般社団法人）の2種類の法人形態がある